

平成29年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率
審 査 意 見 書

尾張旭市監査委員

30監第17号

平成30年8月20日

尾張旭市長 水野 義則 殿

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条
第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度決算に基
づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記
載した書類について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
	健全化判断比率審査	2
1	審査の概要	2
2	審査の結果	2
	資金不足比率審査	5
1	審査の概要	5
2	審査の結果	5

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成30年7月30日から平成30年8月17日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率等及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して作成されているかを検証するため、提出された書類等を点検するとともに、関係職員から説明を聴取して、審査しました。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められました。

以下、審査の概要は次のとおりです。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものと認められました。

記

	健全化判断比率		早期健全化基準	
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度
ア 実質赤字比率	—	—	12.80%	12.80%
イ 連結実質赤字比率	—	—	17.80%	17.80%
ウ 実質公債費比率	3.8 %	3.4 %	25.0 %	25.0 %
エ 将来負担比率	0.3 %	—	350.0 %	350.0 %

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないことを示しています。また、将来負担比率の「—」は、充当可能財源等が将来負担額を上回っていることを示しています。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計、土地取得特別会計及び旭平和墓園事業特別会計）の赤字額の大きさが、本市の標準財政規模（経常的に収入される市税等の一般財源の規模）に対して、どの程度の割合になるかを示す指標です。

平成29年度の歳入歳出決算においては、一般会計等の実質収支が黒字であり、実質赤字額が発生していないため、実質赤字比率は算定されません。したがって、一般会計等の実質的な収支状況については、問題ないものと認められます。

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計、水道事業会計及び公共下水道事業会計を合算し、全体の赤字額の大きさが標準財政規模に対して、どの程度の割合になるかを示す指標です。

平成29年度の歳入歳出決算においては、連結対象となる特別会計等の実質収支についても黒字であり、連結実質赤字額が発生していないため、連結実質赤字比率は算定されません。したがって、特別会計及び公営企業会計を含む全会計の実質的な収支状況については、問題ないものと認められます。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方債の返済額やこれに準ずる経費の額が、標準財政規模に対してどの程度の割合になるかを示す指標で、直近3か年の実質公債費比率（単年度）の平均値です。

平成29年度の実質公債費比率（3か年平均値）は3.8%であり、前年度に比べ、0.4ポイント増加しています。単年度で比較すると、平成29年度の実質公債費比率は、平成28年度に比べて0.7ポイント増加しています。

これは、比率を求める算定式において、据置期間満了に伴い元金の償還が始まった市債が重なったことによる元利償還金の増加及び一部事務組合の地方債に充てたと認められる負担金の増加により、分子が増加したことによるものです。

なお、平成29年度の実質公債費比率3.8%は、財政健全化計画の策定が必要な早期健全化基準の25.0%を下回っており、本市の財政規模に対する実質的な公債費の負担割合については、問題ないものと認められます。

エ 将来負担比率

将来負担比率は、将来、市が負担すべき実質的な負債の額が、標準財政規模に対してどの程度の割合になるかを示す指標で、負債額には、決算年度末における地方債残高やその償還に充てる繰入金のほか、近隣自治体と共同で組織している組合の地方債残高のうち、本市の負担が見込まれるものなどが含まれます。

平成29年度の将来負担比率は0.3%であり、将来負担の発生を示しています。これは、比率を求める算定式において、充当可能財源等である基準財政需

要額算入見込額の増加以上に一部事務組合の建設事業債の発行により将来負担額となる組合負担等見込額が増加したことによるもので、分子が正数となり、将来負担比率が発生しました。

なお、平成29年度の将来負担比率0.3%は、財政健全化計画の策定が必要な早期健全化基準の350.0%を下回っており、本市の財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債額の割合については、問題ないものと認められます。

平成29年度決算に基づく資金不足比率審査意見

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率（公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の割合）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものと認められました。

記

ア 水道事業会計（地方公営企業法適用企業）

比率名	平成29年度	平成28年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0%

(注) 資金不足比率の「—」は、資金不足額が発生していないことを示しています。

イ 公共下水道事業会計（地方公営企業法適用企業）

比率名	平成29年度	平成28年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0%

(注) 資金不足比率の「—」は、資金不足額が発生していないことを示しています。

なお、公共下水道事業は、平成29年度から地方公営企業法の財務規定等を適用した公営企業会計に移行しています。

(2) 個別意見

ア 水道事業会計（地方公営企業法適用企業）

資金に余剰があり不足額が発生していないため、資金不足比率は算定されません。したがって、水道事業の経営状況については、問題ないものと認められます。

イ 公共下水道事業会計（地方公営企業法適用企業）

資金に余剰があり不足額が発生していないため、資金不足比率は算定されません。したがって、公共下水道事業の経営状況については、問題ないものと認められます。